

Title	失業保険論
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.2 (1910. 8) ,p.131(1)- 155(25)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第四卷第貳號

論 說

失 業 保 險 論

氣 賀 勘 重

經濟的自由の制度一度實施せられて以來、勞働關係の決定は原則上一に雇主對勞働者間の自由契約に委せらるゝことゝ爲り、資本主義の發展と自由競争の進歩とは雇主と勞働者の間に存せる往時の封建的、家長、政治的關係を滅却して兩者の關係をば殆ど純然たる經濟的關係たらしむるに及び、經濟上勞働者は自由活動の餘地を得て一見大に改善せられたるの觀なきに非ずと雖も、實際上其地位は却て頗る不安全を加へたるの風あり。勿論、活動の自由は地位上進の爲に甚だ有利な

2
る場合なきに非ずと雖も、此利益の反面には窮迫困難の際に於ける經濟的生存の最後の後援を失ふと云ふ危険の之に伴へるものあり。而して此危険は經濟上の弱者たる労働者に取りては之に對する利益よりも遙に大なる不利益たらざるを得ざるなり。是に於てか輓近此不利益を除く的手段として或は國家的施設に依り將た或は労働者の自衛的施設に依り種々の方策の益々多く立案實施せらるゝものあるに至る。又自然の勢と云ふ可きなり。

然り而して、當今労働者の經濟的地位を危険ならしむる事實は不完全なる工場
の衛生設備、長時間の労働其他頗る多しと雖も、就中、其迫害の最大にして且つ最も
痛切なるものは所得の喪失なる可し。蓋し所得の喪失換言すれば労働收得の不
能は通例資産なきを常とする労働者に取りては實に經濟的存立の破滅なればな
り。此破滅の危険あるが故にこそ労働者は概ね爾餘不利なる労働條件をも甘諾
し、其地位亦從て安全なるを得ざる次第なれば、此危険は實に労働者の地位を薄弱
ならしむる最根本の原因と云はざるを得ず。さはれ、此危険にして怠惰無能、無責
任、秩序紊亂等労働者自身の過失不徳のみに隨伴するものならんか、勤勉忠實なる

労働者に取りては何等の關する所なく、各自の自家責任を根本主義とせる當今の
經濟組織上吾人は寧ろ此危険を一種の好刺戟劑として其存在を歡迎せざるを得
ずと雖も、所得の喪失は決して斯の如く各自の責任にのみ歸するを得ざるものあ
り。疾病其他各自の身體上の故障に基づく營利不能の場合と解雇其他の原因に
基づける職業喪失の場合の如きは時に労働者其人の罪に歸す可きことありと雖
も、又一方に於ては氣候の變化、景氣の變動其他周圍の境遇に基因すること決して
少なからざるなり。

然れば輓近労働者保護の風潮漸く朝野識者の留意する所と爲るに伴ひ、斯る場
合に於ける労働者の所得を確保するの手段方法も亦熱心に攻究實試せらるゝに
至り、殊に進歩せる邦國にては疾病遭難並に老年即ち身體の故障に基づく勞銀
收得の不能に對しては保險及び療養設備の制度に依りて一般に労働者の所得を
確保するの策を取るの有様なり。所得喪失の爾餘の一原因たる失業に對しては
未だ斯る所得確保の一般的制度の普ねく實施せられたるものなしと雖も、一方に
於ては失業者をして復び其職を得せしむるの途を講じ又他の一方に於ては失業

3

期中其所得を確保せしむるの策を施さんと勉むる風潮の明に認む可きものあり。失業者をして職を得せしむるの策は即ち各國の政府及び各種の團體が近來益々注意するに至れる彼の勞働紹介の組織にして、失業者に所得を確保せしめんとする一策は不完全ながらも一部勞働組合の現に實施しつつある失業保險の制度是なり。

二

然らば失業保險とは何ぞや。失業の危険あるの人士多數協同して平素相當の資金を醗集し、一朝實際に其危険に遭遇せるの人士に對して相當の經濟的給與を爲し、以て失業の場合には相當の所得を確保せしむるの組織即ち是なり。從て斯る組織にして完全に行はれんか、現今勞働者の地位を不安全ならしむる最大の原因は殆ど全く除去せらる可きなり。然れども失業なるもの果して斯る組織の目的物と爲り得可きや否やは少しく疑問たらざるを得ざるの觀なきに非ず。

由來保險は其種類の如何を問はず、何れも一方に於ては其人の意志に基づかざる事變の發生に際して其人に一定率の經濟的給付を爲し、他の一方に於ては此給

付に必要な資金を同一の事變に遭遇するの虞ある多數の人士より醗集するを主眼とするものなり。故に保險の技術上より云へば其目的とする事變の發生度數の割合並に之に伴ふて支給さる可き經濟的給付額の大小の程度數年間に亘りて精確に算定せられ、且つ此給付の爲に要する經費をば一定の原則に従ひて加盟者全般の上に分配賦課するを得るに於ては保險の組織は即ち成立す可く、然り而して其の經費の賦課分配決定上須らく確守す可き原則は各加盟者の醗出額即ち所謂保險料をして各人の實際に事變に遭遇す可き危険の程度と該事變の發生に際して支拂はる可き經濟的給付即ち所謂保險金額とに對し一定の割合を維持せしむるの一事あるのみ。換言すれば發生の回數及び大小の程度の概數は豫め之を測知し得可きも其の實際の發生の場所又は實際之に遭遇する人は豫め之を知るを得ざる所謂發生不定の事變の存すること之に伴ふて存する損害額の算定し得可きこと並に該事變に遭遇するの虞ある地位に立てる多數人士の存在することの三事實は保險成立の三要素にして、實際に發生せる事變の損害の金額又は一定部分を同地位者多數の間に公平に分配負擔せしむるは即ち保險の主眼たるな

6
り。此點より觀れば失業は勿論保險の目的物たる要素を具備せざるに非ず。即ち此場合に於ける所謂發生不定の事變は失業にして、其發生の際に於ける經濟的給付算定の標準たる可き損害額は失業者の平素の所得に在り。而して同一危険の地位に立てる人士即ち保險の加入者たる可きものとしては其地位多少安固を缺き、從て縱令一人に依り其危険の程度に多少大小の差ありとは云へ其間必ず實際に職を失ふ者を生ずるを免れざる多數の勞働者の存するあるなり。故に是等の勞働者の多數若しくは全部を聯合して實際に職業喪失所得缺闕の不幸に遭遇せる人士の損害を分擔せしむるの組織を設くるは必ずしも不可能事と云ふを得ざるなり。

三

然りと雖も、保險の組織を設けて同境遇者多數の間に實際の損害を分配するの一事は、何れの種類の保險を問はず、それ〴〵に多少の困難の之に伴ふを免れざるものあり。性質上實行し得可きの觀ありて然かも實際に其組織を見ざるの保險並に其組織の成立せるも成績頗る不充分なる保險の社會各方面に其數少なから

ざるは、畢竟斯る困難の甚大なるものあるが故に外ならず。失業保險の如きも亦要するに其實行頗る困難なる保險の一種にして、方今廣く行はるゝ生命、火災、疾病其他の普通の保險に比すれば其實行には遙に大なる困難の之に伴ふものあるを免れざるなり。試に少しく之を説明せんか。

失業保險を困難ならしむる第一の原因は該保險の基因たる事變即ち所謂失業なるものが大に被保險者の意志に依りて支配せらるゝの實あり、從て實際上容易に保險適用の範圍を決定するを得ざるの事實たるに在り。元來保險に依りて賠償す可き損害は偶然に起れるものなること、詳言すれば被害者の故意に醸せる損害に非ざるものに限る可しとは保險の根本原則なり。故に失業なるものは大に失業者其人の意志に依りて左右せらるゝことある場合甚だ少からずとせば吾人は一切の失業全部を舉げて之を保險の目的物と爲すを得ざるや復た論を要せず、是に於てか種々の失業中何れの部分を以て保險の目的物と爲す可きかと云ふ問題を生ずる次第なるが、此問題の解決は先づ失業の原因に遡りて之を試みざる可らず。然るに失業の原因には疾病、遭難、其他幾多の個人的事實あり、生産條件の

變更其他の事變に基づける解雇あり、同盟罷工あり、工場閉鎖あり、各自の懶惰心あり、無能あり、一々算し來れば殆ど枚舉に遑あらず。而して此等の諸原因中、或者に對しては別に特種の救濟手段の設定せらるゝこと例令ば疾病保險、遭難保險、老年保險等の如きものありて、復た特に失業保險の適用を必要とせざるものも少なからざるなり。果して然らば此等の諸原因中何れに基づく失業に對して失業保險を適用す可きか。是れ失業保險の實行上解決頗る困難なる第一の問題たるなり。併し、今假りに、別に救濟の途ある疾病其他一定種類の原因に基づく失業を區分して之を失業保險の外に置き、以て此第一の問題に對する一般的の解決を下し得たりとするも、更に其以外の各種の場合に就て其適用不適用を決定するの難事あり。就中、不注意過失其他自己の罪過に基づく失業、辭職に基因せる任意的の失業、並に同盟罷工又は工場閉鎖に基づく失業は之に對して失業保險を適用し、其失業者に保險金を給付す可きや否やの問題の如き其最も困難なる問題たらざるを得ず。蓋し此種の失業を悉く被保事項以外の事實と看做す時は不公平の結果を生ぜざるを得ざるものあると共に、一切之を被保事項と看做す時も亦等しく

幾多の不公平、不利益を生ずるを免れざればなり。例令ば今若し任意的の辭職を以て保險金給付を爲す可き失業に非すとせんか、不利益なる屈從的勞働關係の下に立てる勞働者を強ひて其勞働關係の下に就職を繼續するの止むなきに至らしむるの不利益あるを免れざる可く、又若し同盟罷工及び工場閉鎖に基づく失業を被保事項と爲すことなからんか、其結果は徒に此種の罷業失業を困難ならしめて、以て雇主に不正の處置ある場合にも尙ほ雇主を保護するの實を生ずるに至る可きが如し。然ればとて之と反對に此等の失業一切を被保事項と看做さんか、怠惰放逸なる失業者を保護し、輕卒なる職業變更を獎勵して勤勉卒實なる勞働者に負擔を課するの弊ある可く、又保險資金の一部分が勞働者以外のもの即ち企業家及び國庫等より支出せらるゝ場合には社會一般の合資を以て徧頗る保護を勞働者に加ふるの不公平に陥るを免れざる可きなり。假りに一步を譲りて此等の難問題は適當なる詳細の規定と組織とに依り概ね解決し得たりとするも、被保事項の確定には更に尙ほ幾多の困難の隨伴するものあり。失業者が他に副業を有せる場合に於ても之を全部の失業と看做す可きや否や。失業者が他の方面より多

少の補給を受けつゝある場合並に自己の資産より多少の所得を享受しつゝある場合も斯る所得なき場合と等しく之を取扱ふ可きや否や。凡そ此等の問題に對しては公平なる解決を下し、實際亦た公平均一に之を處理せざる可らず。而して、被保事項發生の多少と之に伴ふ保険金給付額の大小とは何れも此等の問題の解決と密接の關係を有し、保険の費用分擔の責に任ずる一般人士の負擔の大小も亦大に此等の問題の解決に依りて左右せらるゝ實あり。加之、其解決の方法如何は又一方に於て一般の倫理道德の上にも重大の影響を及ぼし一國生産力の消長にも關係する次第なれば、公正なる解決は困難なると共に又非常の重要事項たらざるを得ざるなり。

四

失業の發生が被保労働者の意志に左右せらるゝこと少なからざるの事實と相並んで更に失業保険の實行を困難ならしむる第二の原因は失業の繼續期限が又大に被保者其人の意志に左右せらるゝものなるの事實是なり。労働者一度其職を失ひて所謂失業の人と爲らんか、其失業期限は通例其労働者が再び雇傭せられ

て労働に従事するの時期迄繼續するものと見ざる可らず。今若し此再就職の時期決定をば一に失業労働者其人の意志に一任することゝ爲さんか、遊惰無責任なる労働者は保険金の給付に甘んじて空しく安逸を貪り復た就業を求むるに苦心せざるに至るの虞なきを得ず。果して然らば保険金支拂額は徒に巨額に上りて保険組織の財政的狀態を危殆ならしめ、就職せる爾餘労働者の負擔は徒に加はらざるを得ざる可し。故に失業保険に在りては被保人に對し就職可能なる場合には必ず就職するの義務を負はしめざる可らず。然りとて苟も就職口の存する場合には必ず此義務を負はしむるものとせば其義務は甚だしく労働者を抑壓して不利益なる労働條件に屈從せしむるものたるに至るを免れざるが故に、此就職義務を規定するに當りては其義務の發生す可き條件を確然規定せざる可らず。詳言すれば如何なる場所に於て如何なる條件の下に如何なる労働の存する場合に此義務の生ずるものなるやを規定し、此義務の存せざる場合に於ける失業に對しての保険金を給付することゝせざる可らず。然れど此義務の遵奉を勵行せんが爲には保険機關は又一方に於て労働紹介の勞を取らざる可らず。保険經營者に

して若し此勞を取らざらんか就職口の詮索は失業當事者の自由決意に一任せらるゝことゝ爲る可く、從て就職義務勵行の規定は徒に紙上の空文に歸するを免れざる可し。故に失業保險の完全なる組織を設けんと欲せば組織良好なる勞働紹介の制度の先づ存するものなかる可らず。然るに勞働紹介の此組織は輓近漸く發達の初期に入りたるのみにして、未だ完全なる組織の一般に認められたるものなく、成績亦甚だ良好なるもの存するなし。此一事は又以て失業保險實行の困難なるを示すに足らん。然かも其困難は單に此等の事實に止まらず。失業保險金の給付をば單に實際上止むを得ざる失業期間に限定するの必要は更に失業給與を受けつゝある各個人に對して斷えず嚴密なる監視を行ひ、當該失業者の果して實際に失業給與享得の條件を具備するや否やを常に精査するの必要を隨伴せざるを得ざるものあり。此監督精査は一見不可能事に非ざるが如きも、其完全なる實行は亦事實上至大の難事たるを失はざるなり。

以上諸點の決定と處理とは實に失業保險經營上に於ける至大の困難なり。相當施設に依り此困難を除去し得たりとせば此保險の實行は爾餘普通の保險と等

しく敢て難事に非ざる可きも、然かも此保險には其性質上他に尙ほ幾多の注意を要す可き特種の問題あり。第一は加入後一定の期限即ち所謂給與豫備期限を経過せる後に非ざれば縱令ひ職業を失ふも保險金の給與を受くるの權を附與せざることにすることにして、第二は給與期間の最長限度を定め、該期限以上の長期に亘る失業者に該期限後復た給與を爲さざること、而して第三は給與の額を限定すること即ち是なり。第一の規定は一には保險組織の財政政策上の理由に基づき又一には失業の危険目前に迫れる場合に加入し來りて直に保險金の享得を謀るが如き惡計を豫防するの目的に出でたるものに外ならず。第二の規定も亦一は財政政策上の目的に出で又一には被保人の自ら就職に勉むるを刺激するの目的に出でたるものなれども、第三の限定に至りては更に理由を異にし、失業者の生存確保と共に其範圍内に於て然かも失業者を刺戟して一日も早く自ら職を求むるに盡力せしめんとするの目的に出でたるものなり。故に其給與額は必ず當該勞働者の普通享得する勞銀以下ならざる可らざると共に、又當該勞働者をして其存立を維持するに充分なる額よりも少なからしむ可らざるなり。何となれば該給

14 與額が普通の勞銀と同額若しくは其以上なる時は失業者は其享得に甘んじて再就職に苦心するの刺戟を失ふ可く、然かも之と反對に其給與額過少なる時は失業保險本來の主眼たる生存最小額相當の所得確保の目的は達せられざる可ければなり、此等三規定の制定及び遂行は失業保險經營上必要の事項たるも實際上適當なる其實行は亦頗る難事たるを免れず。蓋し其規定一步を誤れば失業保險の目的は達せられずして却て經濟上將た道德上の弊害は百出するの結果を見る可ければなり。

五

保險に付す及び失業の範圍及び失業期限の問題と共に研究を要する失業保險上の重大問題は資金醗集方法の一事なる可し。保險本來の原則より云へば保險金の支拂及び管理の經費に要する資金は一切之を被保人即ち保險加入者全般より公平に醗集す可きものに屬し、從て勞働者の失業保險に在りては加入勞働者全部より保險料として之を醗出せしむ可きものに係れり。然れど輓近經濟社會の組織並に個人の經濟的責任に關する見解漸く往時と趣を異にし、社會政策上の見

15 地亦廣く識者の承認する所と爲るに従ひ、勞働者の所得確保を主眼とする各種の保險に關しては純乎たる保險に關する如上の原則は多少變更適用せらるゝに至れるの狀あり。即ち古今多數の學者の見解に依れば保險資金の醗出に際し、加入勞働者が直接の利益享得者として第一に相當の保險料を支出す可きは勿論なるも、此の勞働者の外、雇主並に國家其の他の公團體も亦幾分の醗出を爲す可きものなりと爲すの風あり。曰く、勞働者の失業は生産組織の變動の爲に生せるものなるか若しくは該變動に附帶關聯して生せる事實あり、從て其の結果に對しては各生産企業は少なくとも一部の責任を負ふ可きものなり。故に各企業家をして此の保險料を負擔せしむるは至當の處置なり。曰く、公團體をして此保險に醗出を爲さしむるは社會全般の社會的義務より觀れば當然のことなり。此醗出の理由は社會が貧民救助の義務を負ふの理由と同一の理由に在りと。勞働者の保護を至當とせる近世社會政策の見地よりすれば蓋し至當の見解なる可しと雖も、併し企業家及び公團體の醗出を至當とするは此保險制度が一定の勞働者全般に對して實施さるゝ場合ならざる可らず。然らざれば偏頗不公平の處置たるを免れざ

るなり。

それは兎に角労働者各自の醸出保険料に就ては又一大困難の此に存するものあり。失業の危険發生の程度が労働者の種類に依り將た個人的關係に依りて區々相違せるの事實即ち是なり。此事實は保険料決定上相當の斟酌を加へざる可らざることは爾餘の保險の場合と異なる所なきも、其斟酌の適度を得ることは爾餘の保險と異なりて甚だ困難ならざるを得ず。而して又從來の經驗に徴すれば、保險が任意加入の組織に係る場合に於ては失業の虞少なき種類の労働者は概ね保險に加入せざるの狀あり。先年瑞西のベルン市に於て一時の間都市労働者全般に對する強制失業保險を實施し、其後再び加入の強制を廢止せしことありしが、其強制的廢止と共に職業安全なる部類の労働者は殆ど悉く保險を脱せりと云ふ。事情正に斯の如しとせば一般の労働者に加入を強制する一般的失業保險の勵行は失業の虞寡少なる世間多數の労働者に取りては大負擔大犠牲たるの感を惹起さしめざるを得ざる可し。

其他一切の失業者に相當の給與を爲すものとせば労働者各自の醸出保険料も

亦決して少なからざるの觀なきに非ず。從て此點よりして失業保險の困難を推想するの論者も亦少なからざる可しと雖も、併し一般的失業保險に要する費用は一見豫想せらるゝが如く甚だしく大なるものに非ざるが如し。教授シヤンツ氏の所言に據れば一八九五年に於ける獨逸全國の失業者は平均毎日三十六萬六千三百二十二人なるが故に若し之に一日一麻宛の失業給與を爲すものとせば之に要する一箇年全部の費用は約一億三千四百萬麻に過ぎず。然るに同年に於ける就業労働者は毎日平均一千五百七十八萬三千四百九十九人を算せるが故に、若し此一額は一年に付八麻四十七布^{ペニツヒ}即ち一週約十六布に過ぎざる可し。加ふるに雇主及び公團體亦相當額の醸出を爲すに於ては労働者の負擔は決して過重なることなかる可きなり。醸出の負擔既に斯の如く過重ならざる以上保險數學の上より計算の基礎として必要なる統計的材料の多少の缺闕は又甚だしく保險遂行の妨害と爲る可きものに非ず。失業保險遂行上の障害は實に醸出金の多額なるに非ずして如上各種の困難就中失職の原因たる心理的事實の明確を缺けるに在るなり。

六

失業保險の困難上述の如くなるを以て、其實行に關する諸案は何れも主として保險事業の管理經營に關する問題に注意を注ぐの狀あり。今此種保險の研究最も盛なる獨逸に於て從來建策せられたる諸案を觀るに、此管理經營上の便宜より或は勞働者團體の附隨事業とし、或は疾病保險、遭難保險又は癱疾保險の組織の附帶事業とし、將た或は同業組合、各種専門業の専門的勞働紹介組織又は市町村自治體の事業として一般的失業保險を實行せんとするものゝ如し。經營上の繁雜なる事務の此等諸種の組織と相關聯せるもの甚だ少なからざるより觀れば斯る組織を基礎とするの便利にして且つ經濟的なるは復た論を待たずと雖も、翻て此等の組織中何れが其最も適當なるものたるやを考察する時は何れも充分に失業保險の目的を達するに遺憾なきを得ざるなり。

元來失業保險の組織の完全なるものは一可及的一切の勞働者を包括せしむるものならざる可らず。(二)失業危険の程度の相違に準じて各職業の勞働者をそれぞれ適宜に分類し得るものならざる可らず。(三)廣く一大領域に亘りて之を統一

し、以て各地方に發生せる危険損害を沿く分配平均するを得ると共に、又一方には其管内各地方に地方的の地盤的組織を存し、依て各勞働者の實情を精査監督するを得るの組織ならざる可らず。(四)被保險人自身の責任問題、同盟罷工及び工場閉鎖の場合に於ける處置の問題、就職義務の問題、監督監視の問題等の如き管理經營上の難問題を解決するに適當なる組織たらざる可らざるなり。然るに今熟々此四個の要件に照して上述の諸案の組織を觀れば何れも完全に吾人の要求に應ずるもの非ざるを覺えざるを得ざるなり。

第一に疾病保險の組織と同業組合とは全部の勞働者を包括せるものに非ず、從て失業保險經營上の一團として適當なるものに非ず。癱疾保險の組織は餘りに地方的區域の分割甚だしきものあるが上に、勞働の職業的分割を行はず、從て又失業保險組織の基礎として適當なるものと云ふを得ず。獨り第四の要件即ち管理經營上の問題解決に取りて僅に疾病保險の組織の其長處を示せるあるを見るのみ。其他、市町村自治體勞働紹介所並に勞働組合は又それ〴〵に多少の長處を示さざるに非ずと雖も、併も市町村自治體は集中的統一的なるを難しとするの點に

20. 於て大に闕くる所あり。管理經營上の問題の解決甚だ困難なるを免れざるは労働紹介所と共に等しく其缺點とする所たるなり。蓋し一般的失業保險を實施するに當りては大都市の保險事務當局者は日々數百千件の労働關係終止の事實即ち失業事件を一々精査し、數千の現存失業労働者に就て一々其副業其他の業務の有無並に實況を監督調査するが上に、此等の労働者の爲に又常に適當なる労働就職の途を求むるの配慮を爲さざる可らず。然かも斯る煩鎖なる事務の遂行は官僚的なる市町村行政機關の如き機關の到底能く果たし得可き所に非ざるなり。此點より觀れば専門的労働紹介所は常に各其職業の労働者と密接に接觸しつゝあるの實あるが故に少なくとも一大長處を有せざるに非ず。然りと雖も此紹介所の組織は今や漸く發達の初期に屬し、未だ失業保險に利用し得可き程の充分なる發達を遂げたるものに非ざれば遠き將來は兎に角、現今にては又如何ともす可らざるなり。唯々獨り同職者の聯合組織即ち所謂労働組合に至りては能く此管理經營上の困難を除却して完全に失業保險を遂行處理するを得可きものあり。蓋し此場合に於ては労働者は相互他に對して監督監視を行ふ可く、而して斯る監督監視を爲すや自家の利害上より熱心忠實に之を行ふの實ある可ければなり。

七

依是觀之、失業保險の遂行に對する障害が主として管理經營上の困難に存する以上、能く其遂行の局に當り得可きものは労働組合を擱きて復た他に之を求む可らざるの觀なきを得ず。然りと雖も、爾餘の要件に照して之を觀る時は、失業保險の基礎として労働組合を利用するは亦一大疑問たらざるを得ざるものなり。蓋し、當今労働組合に加入せる者は僅に労働者の一小部分に過ぎざることば世人の熟知する所、然りとて一切の労働者を強制的に糾合して悉く之を労働組合の下に網羅するが如き大組織大計畫は當今の實際上言ふ可くして行ふ可らざるの案たるを免れず。又縦合ひ斯る大組織を設定し得たりとするも、其組織愈々廣大と爲り同一組合の下に網羅せる職業の種類及び組合の數愈々増加するに従ひ、監督及び經營の困難の益々増大するに至るは労働組合と雖も亦免るゝ能はざる所たらざるを得ず。加ふるに公團體及び雇主の醸出額大なるものあるに於ては組合員各自の財政上の利害よりして組合員相互監督する其監督上の注意と熱心とは

大に薄らざるを得ず。従て管理經營上に於ける組合の長處は此事實の爲に又大に其特長を失はざるを得ざる可きなり。然りとて全然組合の管理經營に干渉することなく、失業保險の事業を漫然組合に委して其成績を擧げしめんとするは又不可能事たるを免れず。當今の労働組合中、同盟罷工補給と失業補給の間に嚴然たる區別を立て、之を實行する者は頗る少なきもの、如く現に一九〇八年の米國労働局年報の示す所に據るも各國の労働組合中、嚴格なる保險技術上の原則に従て其補給基金を處理するものは絶無なりと云ふ。而して又此等諸給與の間に嚴然たる區別を設くるは一般に労働者の爲に望ましきことに非ざるもの、如し。然かも國家的干渉の下に失業保險を組合に委するに於ては此區別は之を明にせざる可らざるなり。其他、失業自身の責任問題に就ては多數の労働組合は嚴格に之を糺すことなく、失業補給給與の條件も亦組合に依りて區々一様ならざるの狀あり。故に今若し此補給を一種の保險として法律の規定に依り之を律するに當りては各組合の規定區々相違せる此事實は縱令ひ國家釀出額如何の問題を別とするも尙ほ統一的なる法律的規定と相容れざるの事實たらざるを得ざるな

り。加之、失業保險の満足なる組織は適當なる労働紹介の組織と相連絡するを必要とすること前述の如き次第なるに然るに労働組合には一般に此連絡闕如せるの狀あり。従て此缺點は保險制度設定の際に於ては重大なる缺點として實現せざるを得ざる可し。

要するに労働組合を基礎として一般的失業保險を實施せんとするの案は決して適當の案と云ふを得ず、其實行亦決して容易に非ざるなり。然りと雖も、吾人若し嚴格の意味に於ける労働保險の見地を捨て、彼の白耳義の實例に倣ひて單に労働者の自助的行爲を援助するの精神に出づることとせんか。労働組合は失業者に對し保險的方法に依りて所得を確保せしむるに最も適當の機關たるを失はざる可し。現に英米其他に於ける幾多の労働組合が公團體の助力に待たず、純然たる任意的自治的組織に依りて失業補給の制度を實施しつゝあるは實に其證左たらずんば非ず。然れど労働組合は通例勤務能力最も優越なる部類の労働者の團體なるの常なれば、斯る團體に保護後援を附與するは恰も保護後援の必要最も少なき部類の労働者を保護して他の弱者を度外視せる前後覆倒の處置たるを免

24
れず。失業保險の必要は寧ろ却て組合外の労働者に大なるものなり。加ふるに労働組合は一般に失業補給の制度を以て労働運動助成の一手段と看做し、企業家に對する労働者の地位を強大ならしむるの一策と思惟しつゝあるの常なれば、國家の後援に係る失業保險普及策の實行を之に委せんとするの案は労働運動に對する政治的反對に依りて妨げらるゝを免れざる可し。

失業保險の目的は自己の本意に在らざる失業の結果の救濟なり。換言すれば労働就職の能力を具へ且つ之を希望しつゝあるも然かも全然其機會なきか若しくは労働條件餘りに不利なるが爲に労働するを得ざる人士の爲に所得を確保し其經濟的存立を安全ならしめんとするものなり。其完全なる實行は實に労働者の福音にして、其効果は既に冒頭述べたる所の如し。然かも其實行には如上の困難ありて未だ何れの邦國にも一般的制度として實施せられたるあることなし。然りと雖も單に斯る困難あるの故を以て全然之が實行を斷念するは決して經濟政策社會政策の本領に非ず。幾多の困難に對して之が解除の方策を講じ、其缺點を補ふて利益を擧ぐるに努むるは斯學の本領なり。數十年前に於ては多數の學

者に依りて殆ど不可能事と看做されたる種々なる労働保險其他の社會政策上の施設が當今既に普ねく行はるゝに至れるの事實に照せば失業保險の將來は亦決して絶望と云ふを得ず。其實行の方法を攻究するは學者經世家の須らく焦慮す可き一大要項たる可し。此に此保險の性質と困難とを列序して識者の注意を促すものなり。